

職場での その言動



気づかないうちに ハラスメント!

みんなが気持ちよく仕事ができるように、その言動、今一度振り返ってみませんか。
普段の何気ないあなたの言動が、ひょっとしたら相手を傷つけているかもしれません。



職場で起こるハラスメントの種類と内容

パワーハラスメント

「①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③就業環境を害すること」がパワーハラスメントに該当します。

身体的・精神的な攻撃

- 相手に物を投げつける
- 人格を否定するような言動、脅迫、暴言を行う
- 長時間にわたって、業務に関する厳しい叱責を繰り返す



個の侵害・無視・隔離

- 私的なことに過度に立ち入る（個人情報について当該労働者の了解を得ずに他の労働者に開示することを含む）
- 一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる



過大・過小な要求

- 業務上明らかに不要、遂行不可能な雑用の処理を強制的に行わせる
- 能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じたり、仕事を与えない



セクシャルハラスメント

「性的な言動に対し拒否や抵抗されたことにより不利益を与えること又は就業環境が不快なものとなり能力の発揮に影響を及ぼすこと」

例えば…

- 性的な冗談、からかい、質問
- わいせつ画像の閲覧、配布、掲示
- 性的な内容の噂を意図的に流す
- 身体への不必要な接触
- 食事やデートに仕づく誘う



妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメント

「女性労働者が妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境を害されること」「育児・介護休業や育児・介護関係の諸制度の利用に関する言動により男女労働者の就業環境が害されること」

例えば…

- 上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた
- 育児（介護）休業の取得について上司に相談したら「男のくせにありえない」と言われた
- 育児短時間勤務をしていたら、同僚から「まわりは迷惑している」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている



ハラスメント行為者は就業規則に基づき処分されることがあります

ハラスメント相談窓口

1. 相談者の所属する設置校等の総務課長相当職
2. 法人本部総務課長
3. 学園内部監査室
4. 学園顧問弁護士（桃木野総合法律事務所）

ひとりで悩まず気軽に相談窓口へ

本学園では教職員からのハラスメントに関する相談等に対応するため、以下のとおり相談窓口を置いています。ひとりで悩まず気軽に相談してください。相談員は守秘義務があり、あなたのプライバシーを堅く守り対処します。

《ハラスメント相談窓口》

相談窓口		電話番号	メールアドレス
1. 相談者が所属する設置校等の総務課長相当職			
・鹿児島国際大学	総務課長	099-261-3211	
・鹿児島高等学校	事務長	099-255-3211	
・鹿児島修学館 中学校・高等学校	事務長	099-258-2211	
・鹿児島幼稚園	事務長	099-261-7711	
・法人本部	総務課長	099-263-0811	
※ 上記1以外に、以下2～4の相談窓口でも相談を受け付けております			
2. 法人本部総務課長		099-263-0811	harasu-soudan@ofc.iuk.ac.jp
3. 学園内部監査室		099-263-0811	kansashitsu@ofc.iuk.ac.jp
4. 学園顧問弁護士（桃木野総合法律事務所）		099-222-1277	info@momolaw.jp

《相談の流れ》

